

多古町議会の会議における情報通信機器の使用に関する基準

(目的)

この基準は、多古町議会（以下「議会」という）の会議における情報通信機器の活用に関して必要な事項を定めるものであり、もって議会活動の更なる活性化と円滑な運営に資することを目的とする。

(用語)

情報通信機器 タブレット、ノート型パーソナルコンピューター、スマートフォン、携帯電話を指す。

(対象)

本基準の対象者は、議会議員および説明員、または参考人とする。傍聴者は含まない。

(使用場所)

情報通信機器の使用を許可する場所は、議場及び委員会を行う会議室とする。

(用途)

インターネットによる関連資料の閲覧・情報収集、紙の代替としての記録媒体

(禁止事項)

議員等は、本会議中又は委員会等の会議中、情報通信機器を使用して、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 動画撮影、写真撮影および録音する行為
- (2) スピーカーから音声を発生させること
- (3) 議会運営及び議題・議事に関係のない行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会議又は委員会等の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる行為

(禁止行為に対する措置)

議長または委員長は、本基準に違反している者の存在を確認した場合、または他の者から違反者の存在について指摘があった場合は、直ちにその使用を停止させなければならない。

(その他)

本基準については、議会運営委員会にて協議するものとする。

附則

この基準は、令和4年8月30日より施行する。